

池田市ラブホテル建築規制条例の一部改正（案）の概要

1 本条例の概要

本条例は、ラブホテルの営業を行う施設の建築に対して必要な規制を行うことにより本市の教育環境その他の生活環境を良好に保全することを目的として昭和58年に施行し、旅館業を目的とする施設（以下「旅館等」という。）の建築に係る事前の届出、旅館等を建築しようとする者及び旅館業を営む者の良好な教育環境その他の生活環境の保全への責務、ラブホテルの建築を禁止する区域、池田市ラブホテル建築規制審議会、立入調査、罰則等について規定しています。

2 改正内容

北部大阪都市計画用途地域の変更により、これまで本市の区域にはなかった準住居地域（※）を新たに定めました。本条例においては、これまで商業地域以外の全ての区域をラブホテルの建築を禁止する区域に定めてきたところ、これを継続するため、ラブホテルの建築を禁止する区域に準住居地域を追加します。

※ 準住居地域とは、道路の沿道としての地域の特性にふさわしい業務の利便の増進を図りつつ、これと調和した住居の環境を保護するため定める地域をいいます。北部大阪都市計画用途地域の変更により準住居地域に定めた区域については、4を参照してください。

3 施行期日（予定）

本条例の改正案に係る議案は、令和8年6月池田市議会定例会への提出をめざしており、施行期日は、公布の日を予定しています。

4 参考（北部大阪都市計画用途地域の変更により準住居地域に定めた区域）

